2.2　生活環境

2.2.1　大気環境

(1)　大気質の状況

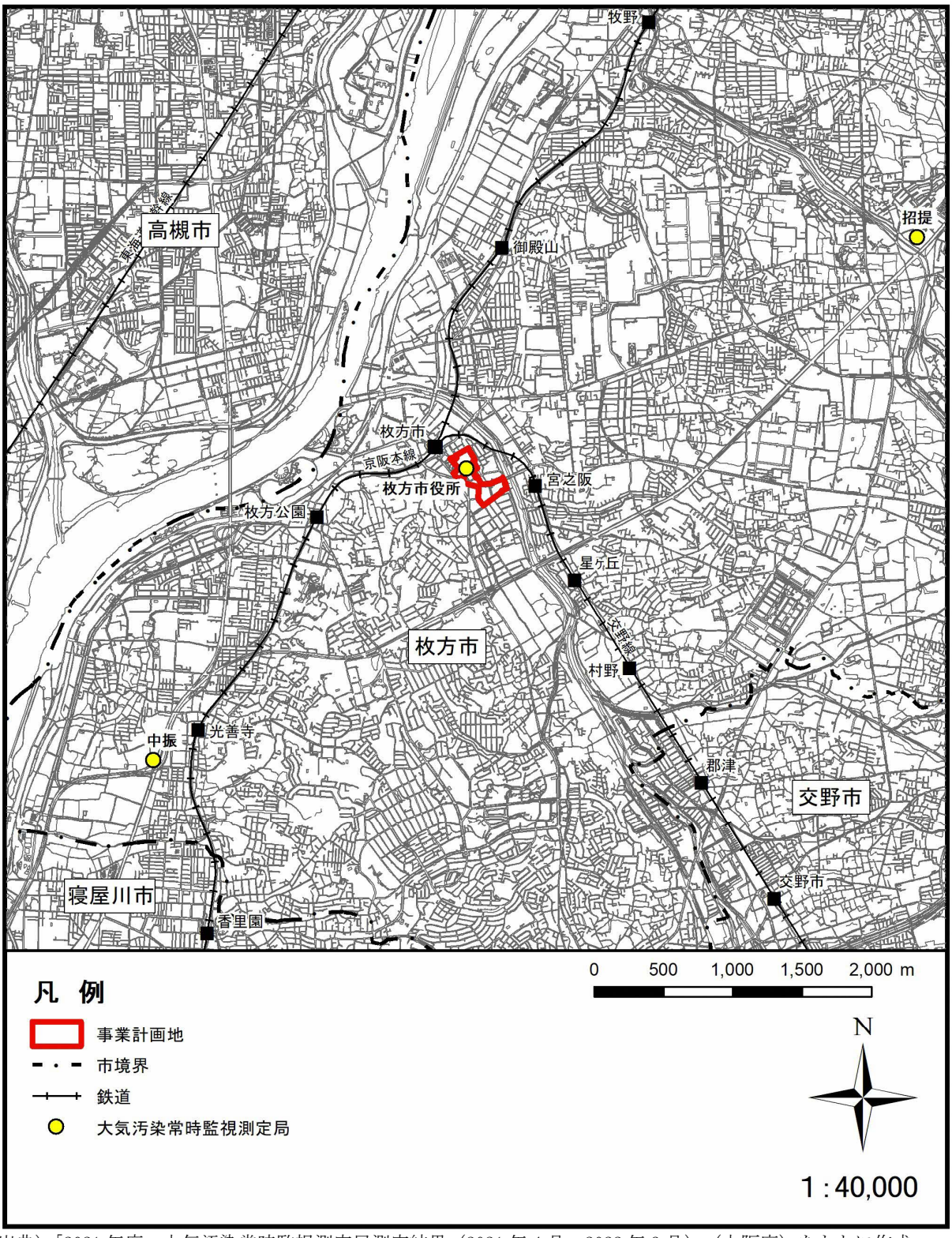
枚方市では「大気汚染防止法」に基づき、大気汚染状況を経年的に把握するため、大気汚染物質の常時監視を行っている。令和 4 年度は、枚方市では一般環境大気測定局（以下「一般局」という。）3 局、自動車排出ガス測定局（以下「自排局」という。）2 局の計 5 局で測定を行っている。

事業計画地に最も近い大気汚染常時監視測定局は、事業計画地内に位置する枚方市役所局（枚方市）である。また、枚方市役所局で測定されていない微小粒状物質及び一酸化炭素を測定している大気汚染常時監視測定局のうち、最も事業計画地に近い局は中振局（枚方市）である。

表 2.2-1　枚方市における大気汚染常時監視測定局及び測定項目

測定局	所地	種別	一酸化窒素・二酸化窒素	浮遊粒子状物質	微小粒子状物質	光化学オキシダント	メタン・非メタン炭化水	二酸化硫黄	一酸化炭素	風向・風速
楠葉	枚方市楠葉並木 2-29-3	一般	●	●		●				●
枚方市役所	枚方市大垣内町 2-1-20	一般	●	●		●	●	●		●
王仁公園	枚方市王仁公園 1	一般	●	●	●	●				●
招提	枚方市招提南町 3-1022-1	自排	●	●						●
中振	枚方市南中振 3-294-8	自排	●	●	●			●	●	●
一般局 3 局別測定局数			3	3	1	3	1	1	0	3
自排局 2 局別測定局数			2	2	1	0	0	1	1	2

出典）「2021 年度　大気汚染常時監視測定局測定結果（2021 年 4 月～2022 年 3 月）」（大阪府）



出典）「2021 年度　大気汚染常時監視測定局測定結果（2021 年 4 月～2022 年 3 月）」（大阪府）をもとに作成

図 2.2-1　大気汚染物質の常時監視測定局配置図

1)　窒素酸化物

枚方市役所局における二酸化窒素(NO_2)及び窒素酸化物の平成 29 年度から令和 3 年度の測定結果を表 2.2-2 に示す。

枚方市では、二酸化窒素及び窒素酸化物の年平均値の経年変化は減少傾向にあり、二酸化窒素については、各年度ともに環境基準を達成している。

表 2.2-2　窒素酸化物の測定結果（一般環境大気測定局）

地点	年度	二酸化窒素(NO_2)					一酸化窒素(NO)	窒素酸化物($NO+NO_2$)
		年平均値	日平均値が0.06ppmを超えた日数	日平均値が0.04ppm以上0.06ppm以下の日数	日平均値の年間98%値	環境基準の適否	年平均値	年平均値
		(ppm)	(日)	(日)	(ppm)	適○否×	(ppm)	(ppm)
枚方市役所	平成29年度	0.014	0	0	0.032	○	0.003	0.017
	平成30年度	0.012	0	1	0.030	○	0.002	0.015
	令和元年度	0.012	0	1	0.028	○	0.003	0.014
	令和2年度	0.011	0	0	0.030	○	0.002	0.013
	令和3年度	0.011	0	0	0.026	○	0.002	0.013

備考)1. 二酸化窒素の環境基準は、「1 時間値の 1 日平均値が 0.04ppm から 0.06ppm までのゾーン内又はそれ以下であること」である。

2. 二酸化窒素の環境基準達成評価方法は、「年間にわたる日平均値につき、測定値の低い方から 98%に相当するものが 0.06ppm 以下であること」を満たす場合、環境基準に適合している。なお、測定値の低い方から 98%に相当する値とは、365 日分の測定値がある場合低い方から 358 番目の値である。

出典)「2017 年度　大気汚染常時監視測定結果（2017 年 4 月～2018 年 3 月)」(大阪府)
「2018 年度　大気汚染常時監視測定結果（2018 年 4 月～2019 年 3 月)」(大阪府)
「2019 年度　大気汚染常時監視測定結果（2019 年 4 月～2020 年 3 月)」(大阪府)
「2020 年度　大気汚染常時監視測定結果（2020 年 4 月～2021 年 3 月)」(大阪府)
「2021 年度　大気汚染常時監視測定結果（2021 年 4 月～2022 年 3 月)」(大阪府)

2)　浮遊粒子状物質

枚方市役所局における浮遊粒子状物質(SPM)の平成 29 年度から令和 3 年度の測定結果を表 2.2-3 に示す。

枚方市は、浮遊粒子状物質の年平均値の経年変化は改善傾向にあり、長期的評価、短期的評価ともに、各年度ともに環境基準を達成している。

表 2.2-3　浮遊粒子状物質(SPM)の測定結果（一般環境大気測定局）

地点	年度	年平均値	1時間値が0.20mg/m³を超えた時間数	日平均値が0.10mg/m³を超えた日数	日平均値の2%除外値	日平均値が0.10mg/m³を超えた日が2日以上連続したことの有無	環境基準の適否（適○否×）	
		(mg/m³)	(時間)	(日)	(mg/m³)	(有×・無○)	長期	短期
枚方市役所	平成29年度	0.016	0	0	0.037	○	○	○
	平成30年度	0.015	0	0	0.037	○	○	○
	令和元年度	0.014	0	0	0.034	○	○	○
	令和2年度	0.014	0	0	0.035	○	○	○
	令和3年度	0.013	0	0	0.027	○	○	○

備考)1.浮遊粒子状物質の環境基準は、「1時間値の1日平均値が0.10mg/m3以下であり、かつ1時間値が0.20mg/m³以下であること」である。

2.浮遊粒子状物質の環境基準達成評価方法は、長期的評価は「年間にわたる日平均値につき、測定値の高い方から 2%の範囲内にあるものを除外した日平均値が 0.10mg/m³以下であり、かつ、年間を通じて日平均値が0.10mg/m³を超える日が2日以上連続しないこと」、短期的評価は「すべての有効測定日の日平均値が0.10mg/m³以下であり、かつ、1時間値が0.20mg/m³以下であること」を満たす場合、環境基準に適合している。

出典)「2017年度　大気汚染常時監視測定結果（2017年4月～2018年3月)」(大阪府)
「2018年度　大気汚染常時監視測定結果（2018年4月～2019年3月)」(大阪府)
「2019年度　大気汚染常時監視測定結果（2019年4月～2020年3月)」(大阪府)
「2020年度　大気汚染常時監視測定結果（2020年4月～2021年3月)」(大阪府)
「2021年度　大気汚染常時監視測定結果（2021年4月～2022年3月)」(大阪府)

3) 微小粒子状物質

中振局における微小粒子状物質（PM2.5）の平成29年度から令和3年度の測定結果を表 2.2-4に示す。

中振局における微小粒子状物質の年平均値の経年変化は改善傾向にあり、長期基準、短期基準ともに環境基準を達成している。

表 2.2-4 微小粒子状物質（PM2.5）の測定結果（自動車排出ガス測定局）

地点	年度	年平均値	日平均値の年間98%値	日平均値が35μg/m³を超えた日数とその割合		環境基準の適否（適○否×）	
		(μg/m³)	(μg/m³)	(日)	(%)	長期	短期
中振	平成29年度	14.0	33.3	6	1.7	○	○
	平成30年度	12.8	29.9	2	0.6	○	○
	令和元年度	10.8	27.2	2	0.6	○	○
	令和2年度	10.1	23.7	1	0.3	○	○
	令和3年度	9.0	20.0	0	0.0	○	○

備考)1.微小粒子状物質の環境基準は、「1年平均値が15μg/m³以下であり、かつ1日平均値が35μg/m³以下であること」である。

2.微小粒子状物質の環境基準達成評価方法は、長期基準に関する評価の「1年平均値が15μg/m³以下であること」、及び短期基準に関する評価の「年間にわたる日平均値につき、測定値の低い方から98%に相当するものが35μg/m³以下であること」のいずれも満たす場合、環境基準に適合している。

出典)「2017年度　大気汚染常時監視測定結果（2017年4月～2018年3月）」（大阪府）
「2018年度　大気汚染常時監視測定結果（2018年4月～2019年3月）」（大阪府）
「2019年度　大気汚染常時監視測定結果（2019年4月～2020年3月）」（大阪府）
「2020年度　大気汚染常時監視測定結果（2020年4月～2021年3月）」（大阪府）
「2021年度　大気汚染常時監視測定結果（2021年4月～2022年3月）」（大阪府）

4)　光化学オキシダント

枚方市役所局における光化学オキシダントの平成29年度から令和3年度の測定結果を表 2.2-5に示す。

枚方市は、光化学オキシダントの昼間の１時間値の年平均値の経年変化は横ばい傾向にあるが、各年度ともに環境基準は未達成である。

表 2.2-5　光化学オキシダントの測定結果（一般環境大気測定局）

地点	年度	昼間の1時間値の年平均値	昼間の1時間値が0.06ppmを超えた日数と時間数		昼間の1時間値が0.12ppm以上の日数と時間数		昼間の1時間値の最高値	環境基準の適否
		(ppm)	(日)	(時間)	(日)	(時間)	(ppm)	適○否×
枚方市役所	平成29年度	0.036	104	552	0	0	0.115	×
	平成30年度	0.035	77	437	1	1	0.121	×
	令和元年度	0.033	82	401	0	0	0.117	×
	令和2年度	0.034	75	365	2	2	0.134	×
	令和3年度	0.035	82	408	0	0	0.107	×

備考)1.昼間とは5時～20時までの時間帯をいう。したがって1時間値は6時から20時まで得られることになる。
2.光化学オキシダントの環境基準及び環境基準達成評価方法は、「1時間値が0.06ppm以下であること」である。

出典)「2017年度　大気汚染常時監視測定結果（2017年4月～2018年3月)」(大阪府)
「2018年度　大気汚染常時監視測定結果（2018年4月～2019年3月)」(大阪府)
「2019年度　大気汚染常時監視測定結果（2019年4月～2020年3月)」(大阪府)
「2020年度　大気汚染常時監視測定結果（2020年4月～2021年3月)」(大阪府)
「2021年度　大気汚染常時監視測定結果（2021年4月～2022年3月)」(大阪府)

5)　二酸化硫黄

枚方市役所局における二酸化硫黄(SO_2)の平成29年度から令和3年度の測定結果を表 2.2-6に示す。

枚方市の二酸化硫黄の年平均値の経年変化は横ばい傾向にあり、長期的評価、短期的評価ともに各年度とも環境基準を達成している。

表 2.2-6　二酸化硫黄(SO_2)の測定結果（一般環境大気測定局）

地点	年度	年平均値	1時間値が0.10ppmを超えた時間数	日平均値が0.04ppmを超えた日数	日平均値の2%除外値	日平均値が0.04ppmを超えた日が2日以上連続したことの有無	環境基準の適否（適○否×）	
		(ppm)	(時間)	(日)	(ppm)	(有×・無○)	長期	短期
枚方市役所	平成29年度	0.001	0	0	0.002	○	○	○
	平成30年度	0.000	0	0	0.002	○	○	○
	令和元年度	0.001	0	0	0.002	○	○	○
	令和2年度	0.000	0	0	0.002	○	○	○
	令和3年度	0.000	0	0	0.001	○	○	○

備考)1.二酸化硫黄の環境基準は、「1時間値の1日平均値が0.04ppm以下であり、かつ1時間値が0.1ppm以下であること」である。

2.二酸化硫黄の環境基準達成評価方法は、長期的評価は「年間にわたる日平均値につき、測定値の高い方から2%の範囲内にあるものを除外した日平均値が0.04ppm以下であり、かつ、年間を通じて日平均値が0.04ppmを超える日が2日以上連続しないこと」、短期的評価は「すべての有効測定日の日平均値が0.04ppm以下であり、かつ、1時間値が0.1ppm以下であること」を満たす場合、環境基準に適合している。

出典)「2017年度　大気汚染常時監視測定結果（2017年4月～2018年3月)」(大阪府)
「2018年度　大気汚染常時監視測定結果（2018年4月～2019年3月)」(大阪府)
「2019年度　大気汚染常時監視測定結果（2019年4月～2020年3月)」(大阪府)
「2020年度　大気汚染常時監視測定結果（2020年4月～2021年3月)」(大阪府)
「2021年度　大気汚染常時監視測定結果（2021年4月～2022年3月)」(大阪府)

6)　ダイオキシン類

枚方市では、「ダイオキシン類対策特別措置法」に基づき、ダイオキシン類調査が実施されており、事業計画地周辺では、令和 3 年度に枚方市役所局で大気中のダイオキシン類の調査が実施されている。枚方市役所局における測定結果を表 2.2-7 に示す。

令和 3 年度の枚方市役所局のダイオキシン類の年平均値は 0.016pg-TEQ/m3 であり、環境基準を達成している。

表 2.2-7　大気中のダイオキシン類の測定結果（令和 3 年度）

地点	調査結果（pg-TEQ/m^3）				
	春季	夏季	秋季	冬季	年平均値
枚方市役所	0.025	0.019	0.0086	0.013	0.016

備考)環境基準値：年平均値で 0.6pg-TEQ/m^3 以下
出典)「令和 4 年版ひらかたの環境（環境白書）」（枚方市）

7)　アスベスト

枚方市では、大気中のアスベスト濃度調査を実施している。枚方市役所局における測定結果を表 2.2-8 示す。

大気中のアスベスト濃度の平均値の経年変化は横ばい傾向であり、世界保健機関(WHO)の環境保健クライテリア[注)]と比べて低い濃度である。

注)世界保健機関(WHO)の環境保健クライテリアによると、世界の都市部の一般環境中の石綿濃度は、1～10 本/L 程度であり、この程度であれば、健康リスクは検出できないほど低い。

表 2.2-8　大気中のアスベスト濃度の平均値

地点	アスベスト濃度（本/L）				
	平成 29 年度	平成 30 年度	令和元年度	令和 2 年度	令和 3 年度
枚方市役所	<0.056	0.056	0.057	0.081	0.056

出典)「令和 4 年（2022 年）版　環境データ集」(枚方市環境部環境指導課、令和 4 年 7 月)

(2) 騒音の状況

1) 一般環境騒音

事業計画地周辺における一般環境騒音調査の測定結果と環境基準の適合状況を表 2.2-9 に示す。

事業計画地周辺の令和 3 年の一般環境騒音調査は、調査地点 6 の 1 地点にて実施されている。等価騒音レベルは昼間 51dB、夜間 39dB であり、環境基準を満足している。

表 2.2-9 一般環境騒音測定結果（令和 3 年）

市	騒音調査地点		地域類型	等価騒音レベル L_{Aeq} (dB)			
				昼間		夜間	
				測定結果	環境基準	測定結果	環境基準
枚方市	6	枚方市桜町 11	B	51	55	39	45

備考)1. 地域類型は以下のとおりである。
A：第一種及び第二種低層住居専用地域、第一種及び第二種中高層住居専用地域、田園住居地域
B：第一種及び第二種住居地域、準住居地域、用途地域の指定のない地域
C：近隣商業地域、商業地域、準工業地域、工業地域
2. 昼間及び夜間の時間帯は以下のとおりである。
昼間：6 時～22 時 夜間：22 時～6 時
3. 番号は、図 2.2-2 に対応している。
出典)「令和 3 年度環境騒音モニタリング調査結果報告書」（大阪府環境農林水産部環境管理室事業所指導課、令和 5 年 3 月）

2) 道路交通騒音

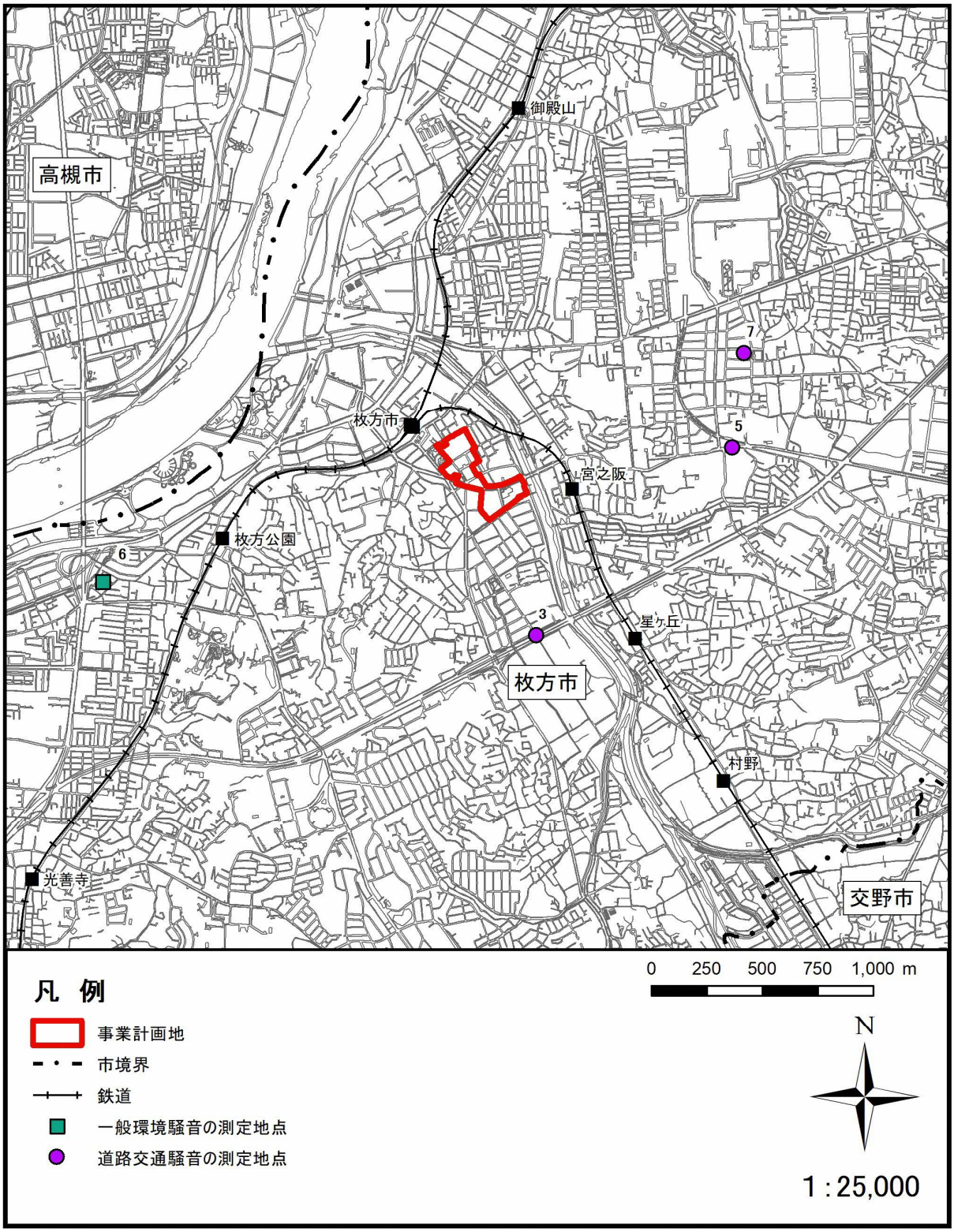
事業計画地周辺における道路交通騒音調査の測定結果と環境基準の適合状況を表 2.2-10 に示す。

事業計画地周辺の令和 3 年の道路交通騒音調査は、一般国道 1 号の調査地点 3、枚方茨木線の調査地点 5、杉田口禁野線の調査地点 7 の 3 地点において実施されている。等価騒音レベルは調査地点 3 で昼間 69dB、夜間 65dB、調査地点 5 で昼間 65dB、夜間 61dB、調査地点 7 で昼間 67dB、夜間 63dB であり、環境基準を満足している。

表 2.2-10 道路交通騒音測定結果（令和 3 年）

市	調査地点	道路名	測定場所	地域類型	等価騒音レベル L_{Aeq}(dB)			
					昼間		夜間	
					測定結果	環境基準	測定結果	環境基準
枚方市	3	一般国道 1 号★	枚方市東田宮 2-6	近	69	70	65	65
	5	枚方茨木線	枚方市松丘町 1	近	65		61	
	7	杉田口禁野線	枚方市中宮東之町 1	近	67		63	

備考)1. 測定は市が実施した。ただし、表中の「道路名」に★印がある地点は国土交通省近畿地方整備局大阪国道事務所が測定を実施した。
2. 表中の「地域類型」の「近」は、道路に面する地域のうち、幹線交通を担う道路に近接する空間を示す。
3. 昼間及び夜間の時間帯は以下のとおりである。
昼間：6 時～22 時 夜間：22 時～翌日 6 時
4. 番号は、図 2.2-2 に対応している。
出典)「令和 3 年度環境騒音モニタリング調査結果報告書」（大阪府環境農林水産部環境管理室事業所指導課、令和 5 年 3 月）



備考）測定地点は表 2.2-8 及び表 2.2-9 に示す住所をもとに図示しており、正確な測定位置を示すものではない。
出典）「令和 3 年度環境騒音モニタリング調査結果報告書」（大阪府環境農林水産部環境管理室事業所指導課、令和 5 年 3 月）をもとに作成

図 2.2-2　騒音の測定地点

3) 振動の状況

事業計画地周辺における道路交通振動調査の測定結果と要請限度の適合状況を表 2.2-11 に示す。

事業計画地周辺の令和 3 年の道路交通振動調査は、枚方茨木線の調査地点 4、杉田口禁野線の調査地点 6 の 2 地点において実施されている。振動レベルは、調査地点 4 で昼間 31dB、調査地点 6 で昼間 44dB であり、要請限度を大きく下回っている。

表 2.2-11 道路交通振動の状況（令和 3 年）

市	調査地点	道路名	測定場所	区域区分	振動レベル L_{10}(dB)			
					昼間		夜間	
					測定結果	要請限度	測定結果	要請限度
枚方市	4	枚方茨木線	枚方市松丘町 1	1	31	65	—	60
	6	杉田口禁野線	枚方市中宮東之町 1	1	44		—	

備考)1.表中の「区域区分」の数値は道路交通振動に係る要請限度の区域を示し、1：第一種区域、2：第二種区域を示す。

第一種区域：第一種及び第二種低層住居専用地域、第一種及び第二種中高層住居専用地域、第一種及び第二種住居地域、準住居地域、田園住居地域及び用途地域の指定のない地域

第二種区域：近隣商業地域、商業地域、準工業地域及び工業地域

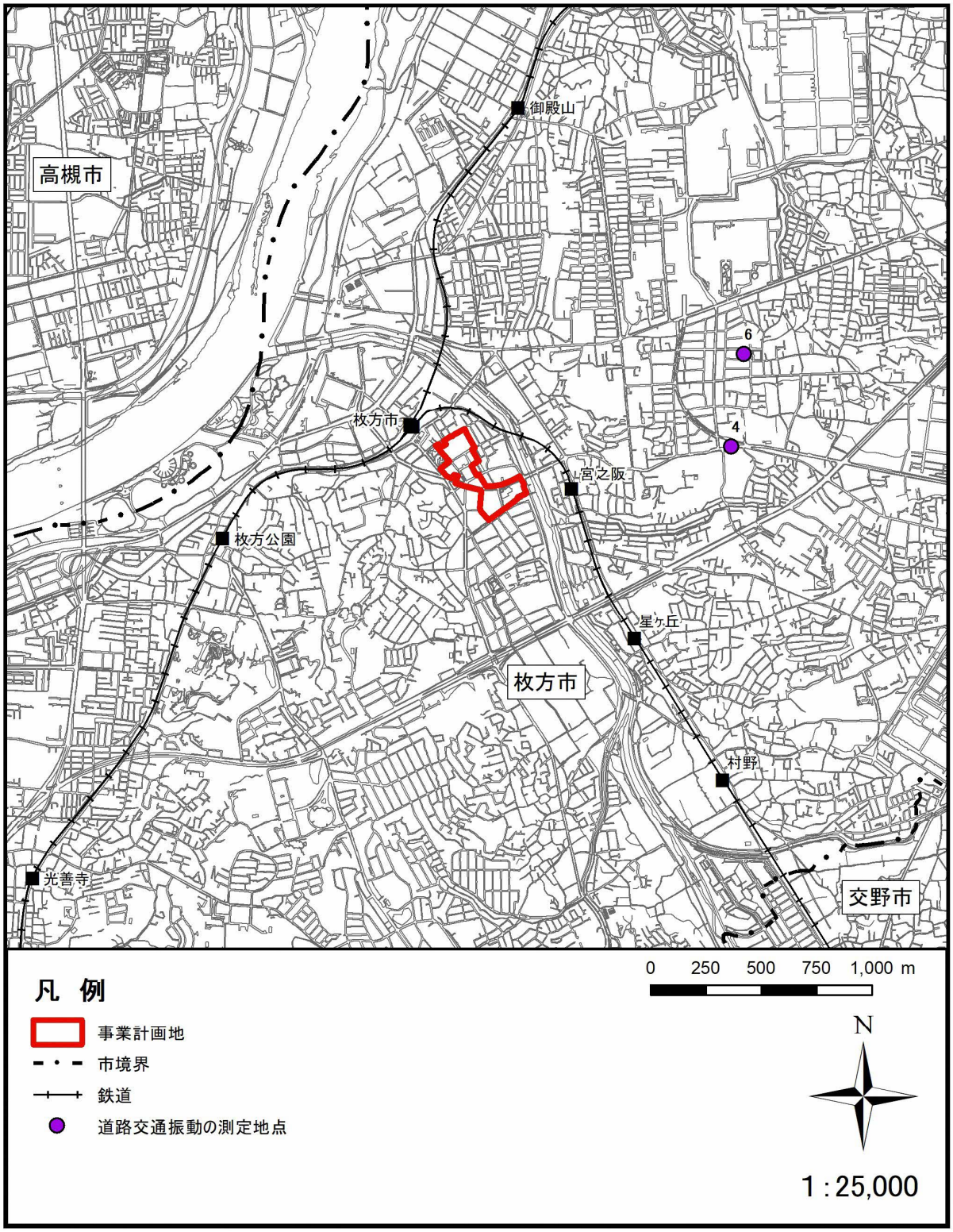
2.「—」は測定が実施されていないことを示す。

3.昼間及び夜間の時間帯は以下のとおりである。

昼間：6 時～21 時 夜間：21 時～翌日 6 時

4.番号は、図 2.2-3 に対応している。

出典)「令和 3 年度環境騒音モニタリング調査結果報告書」（大阪府環境農林水産部環境管理室事業所指導課、令和 5 年 3 月）



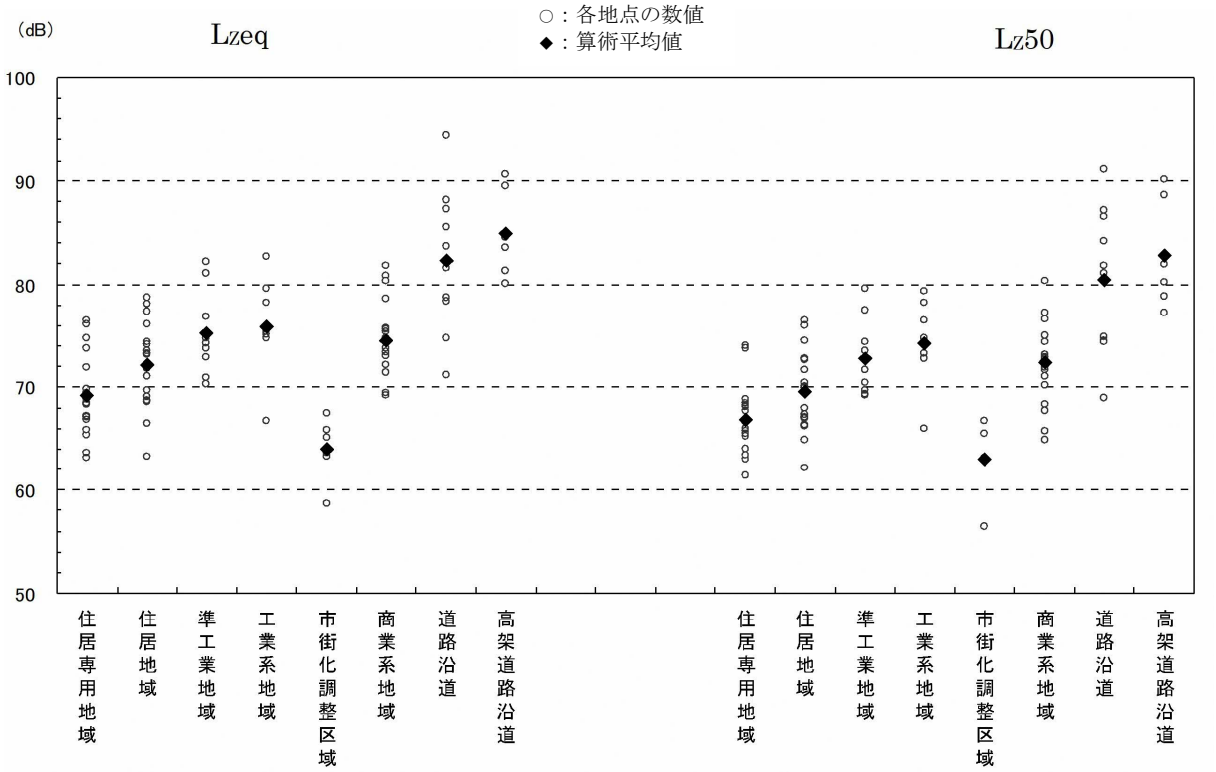
備考）測定地点は表 2.2-10 に示す住所をもとに図示しており、正確な測定位置を示すものではない。
出典）「令和 3 年度環境騒音モニタリング調査結果報告書」（大阪府環境農林水産部環境管理室事業所指導課、令和 5 年 3 月）をもとに作成

図 2.2-3　振動の測定地点

4)　低周波の状況

事業計画地及びその周辺では、低周波音の測定は行われていない。

大阪府において平成 14～16 年度に測定された一般環境中の低周波音の音圧レベルは図　2.2-4 に示すとおりであり、Lzeq で 58dB～94dB、Lz50 で 56dB～91dB となっている。



備考）1. 平成 14～16 年度に 93 地点で測定。
2. 図左側は、1～90Hz のオーバーオールの等価音圧レベル（Leq）を示す。
3. 図右側は、1～90Hz のオーバーオールの時間率音圧レベルの中央値（L50）を示す。
4. 両図とも平坦値（聴感補正なし）を示す。

出典）「大阪府環境白書　2022 年版」（大阪府）

図 2.2-4　府内における一般環境中の低周波音の音圧レベル

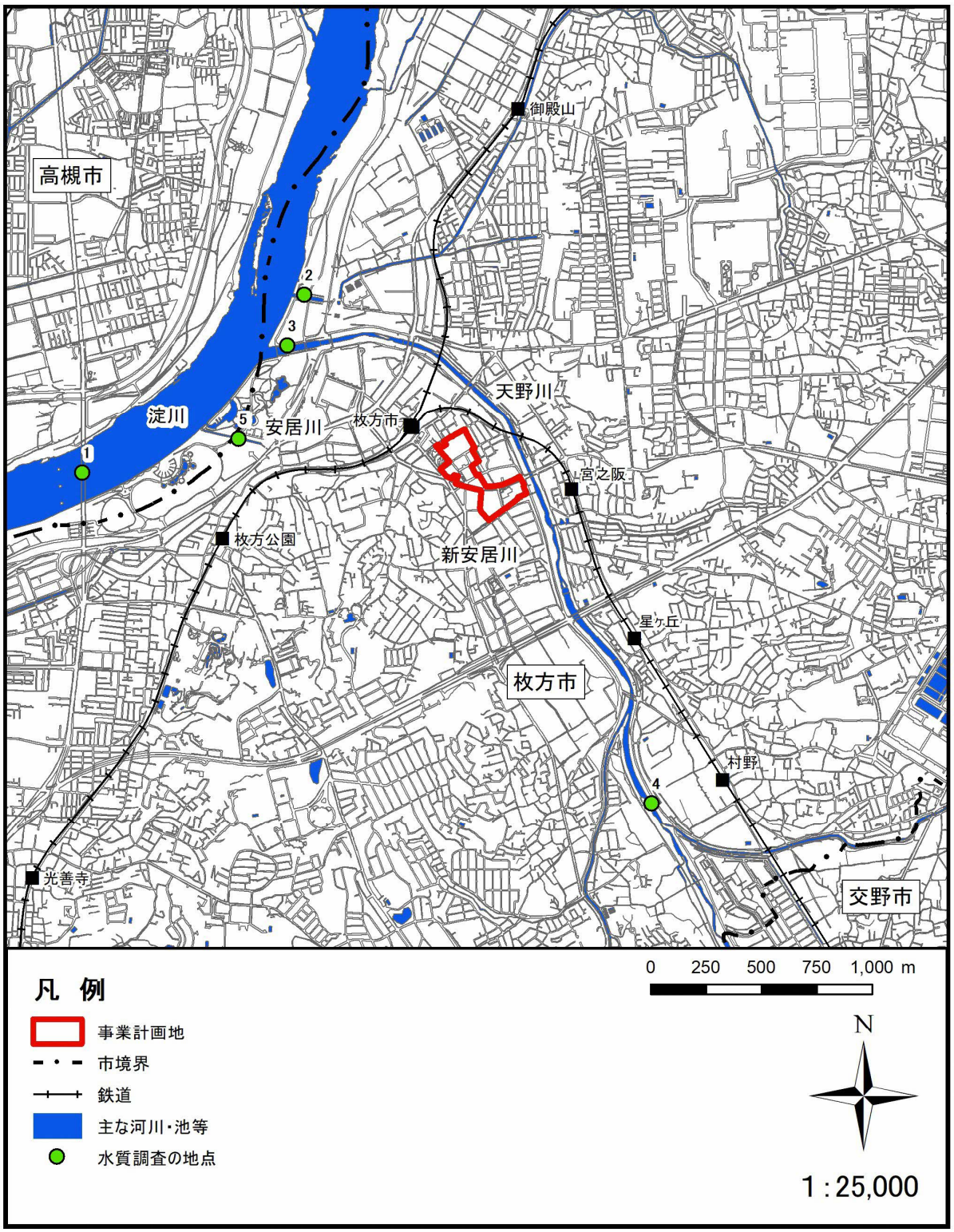
2.2.2　水環境

(1)　河川水質の状況

事業計画地周辺の水質調査結果として、枚方市の黒田川(西ノ口樋門)、天野川(淀川合流直前)、北川（北川流末)、及び安居川（淀川合流直前)、高槻市の淀川（枚方大橋流心）の 5 地点の水質調査結果を表 2.2-12 及び表 2.2-13 に、水質調査地点の位置を図 2.2-5 に示す。

天野川及び淀川の調査地点の類型指定は、B 類型及び生物 B 類型である。安居川、新安居川は類型指定されていない。

令和 3 年度の生活環境項目の達成状況は、天野川（淀川合流直前)、北川（北川流末)、黒田川（西ノ口樋門）の pH（水素イオン濃度）及び BOD（生物化学的酸素要求量)、天野川（淀川合流直前）の浮遊物質、淀川（枚方大橋流心)、天野川（淀川合流直前)、北川（北川流末)、黒田川（西ノ口樋門）及び安居川（淀川合流直前）の大腸菌群数、黒田川（西ノ口樋門）及び安居川（淀川合流直前）の全亜鉛において環境基準を超過した。なお、健康項目はいずれの地点においても環境基準を達成した。



出典）「令和 3 年度大阪府域河川等水質調査結果報告書」（大阪府、令和 5 年 3 月）、「令和 4 年（2022 年）版　環境データ集」（枚方市環境部環境指導課、令和 4 年 7 月）をもとに作成

図 2.2-5　水質の調査地点

表 2.2-12　河川の水質調査結果（令和 3 年度：生活環境項目）

項目 単位	調査地点					環境基準値等	
	淀川水系	黒田川水系	天野川水系		安居川水系		
	1 枚方大橋 流心	2 西ノ口 樋門	3 淀川合流 直前	4 北川流末	5 淀川合流 直前	B 類型	生物 B
水素イオン 濃度 (pH)	(7.6～7.8)	(7.7～10.2)	(7.5～9.4)	(7.9～9.2)	(7.3～7.9)	6.5 以上 8.5 以下	－
生物化学的 酸素要求量 (BOD) mg/L	1.0 (0.5～1.5)	2.1 (1.1～3.2)	1.5 (0.5～5.3)	3.0 (1.4～5.8)	1.7 (1.1～2.5)	3 以下	－
化学的 酸素要求量 (COD) mg/L	3.2 (2.7～4.1)	5.0 (4.3～5.6)	4.6 (3.6～7.2)	6.0 (5.3～7.4)	5.7 (4.1～7.3)	－	－
溶存酸素量 (DO) mg/L	9.5 (7.5～12)	14 (11～17)	15 (9.9～20)	12 (10～13)	7.6 (6.7～8.5)	5 以上	－
大腸菌群数 MPN/100mL	5.9×10^{3} (3.3×10^{2}～ 1.7×10^{4})	2.8×10^{3} (2～ 1.3×10^{4})	1.8×10^{4} (79～ 1.7×10^{5})	4.4×10^{3} (4.9×10^{2}～ 7.9×10^{3})	6.1×10^{4} (3.3×10^{3}～ 2.4×10^{5})	5,000MPN/100mL 以下	－
浮遊物質 (SS) mg/L	6 (3～9)	7 (2～13)	6 (1～26)	6 (2～8)	2 (1～3)	25 以下	－
全窒素 mg/L	1.1 (0.66～1.6)	2.0 (1.2～2.7)	1.3 (1.0～1.8)	2.0 (1.3～3.5)	8.4 (7.6～9.1)	－	－
全りん mg/L	0.084 (0.066～0.10)	0.093 (0.066～0.12)	0.12 (0.093～ 0.17)	0.40 (0.26～0.67)	0.32 (0.19～0.44)	－	－
全亜鉛 mg/L	0.005 (0.004～ 0.005)	0.017 (0.008～ 0.032)	0.011 (0.003～ 0.021)	0.016 (0.009～ 0.027)	0.034 (0.017～ 0.040)	－	0.03 以下
ノニル フェノール mg/L	<0.00006 (<0.00006～ <0.00006)	<0.00006 (<0.00006～ <0.00006)	0.00006 (<0.00006～ <0.0006)	—	<0.00006 (<0.00006～ <0.00006)	－	0.002 以下
LAS(直鎖ｱﾙｷﾙﾍﾞﾝｾﾞﾝｽﾙﾎﾝ酸 及びその塩) mg/L	<0.0006 (<0.0006～ <0.0006)	0.0035 (<0.0006～ 0.0063)	0.0018 (<0.0006～ 0.0053)	—	0.015 (<0.0006～ 0.029)	－	0.05 以下

備考)1.数値は平均値を示し、括弧内の数字は、最小値～最大値を示す。ただし、生物化学的酸素要求量（BOD）及び化学的酸素要求量（COD）の値は 75%値を示す。

2.BOD の環境基準の判定は 75%値が環境基準以下の場合に達成しているものとする。

3.75%値とは、n 個の測定値を小さいものから順に並べたときに、n×0.75 番目にあたる測定値をいう。

（例)年間 12 回測定した場合　12×0.75＝9　測定値の小さいものから 9 番目が 75%値。

4.測定結果の数値欄の網掛けは、環境基準を超過していることを示す。

出典)「令和 3 年度大阪府域河川等水質調査結果報告書」（大阪府、令和 5 年 3 月)、「令和 4 年（2022 年）版　環境データ集」（枚方市環境部環境指導課、令和 4 年 7 月）

表 2.2-13　河川の水質調査結果（令和 3 年度：健康項目）

（単位：mg/L）

項　　目	調　査　地　点				環境基準値（一律）
	淀川水系	黒田川水系	天野川水系	安居川水系	
	1 枚方大橋流心	2 西ノ口樋門	3 淀川合流直前	5 淀川合流直前	
カドミウム	<0.0003	<0.0003	<0.0003	<0.0003	0.003 以下
全シアン	N.D	N.D	N.D	N.D	検出されないこと
鉛	<0.005	<0.005	<0.005	<0.005	0.01 以下
六価クロム	<0.02	<0.02	<0.02	<0.02	0.05 以下
砒素	<0.005	<0.005	<0.005	<0.005	0.01 以下
総水銀	<0.0005	<0.0005	<0.0005	<0.0005	0.0005 以下
トリクロロエチレン	<0.001	<0.001	<0.001	<0.001	0.01 以下
テトラクロロエチレン	<0.0005	<0.0005	<0.0005	<0.0005	0.01 以下
1,1,1-トリクロロエタン	<0.0005	<0.0005	<0.0005	<0.0005	1 以下
硝酸性窒素及び亜硝酸性窒素	0.89	1.7	1.1	6.4	10 以下
ふっ素	0.10	0.14	0.10	0.10	0.8 以下
ほう素	0.02	0.03	0.03	0.03	1 以下
1,4-ジオキサン	<0.005	<0.005	<0.005	<0.005	0.05 以下
PCB	N.D	N.D	N.D	N.D	検出されないこと
四塩化炭素	<0.0002	<0.0002	<0.0002	<0.0002	0.002 以下
ジクロロメタン	<0.002	<0.002	<0.002	<0.002	0.02 以下
1,2-ジクロロエタン	<0.0004	<0.0004	<0.0004	<0.0004	0.004 以下
1,1,2-トリクロロエタン	<0.0006	<0.0006	<0.0006	<0.0006	0.006 以下
1,1-ジクロロエチレン	<0.002	<0.002	<0.002	<0.002	0.1 以下
シス-1,2-ジクロロエチレン	<0.004	<0.004	<0.004	<0.004	0.04 以下
1,3-ジクロロプロペン	<0.0002	<0.0002	<0.0002	<0.0002	0.002 以下
チウラム	<0.0006	<0.0006	<0.0006	<0.0006	0.006 以下
シマジン	<0.0003	<0.0003	<0.0003	<0.0003	0.003 以下
チオベンカルブ	<0.002	<0.002	<0.002	<0.002	0.02 以下
ベンゼン	<0.001	<0.001	<0.001	<0.001	0.01 以下
セレン	<0.002	<0.002	<0.002	<0.002	0.01 以下

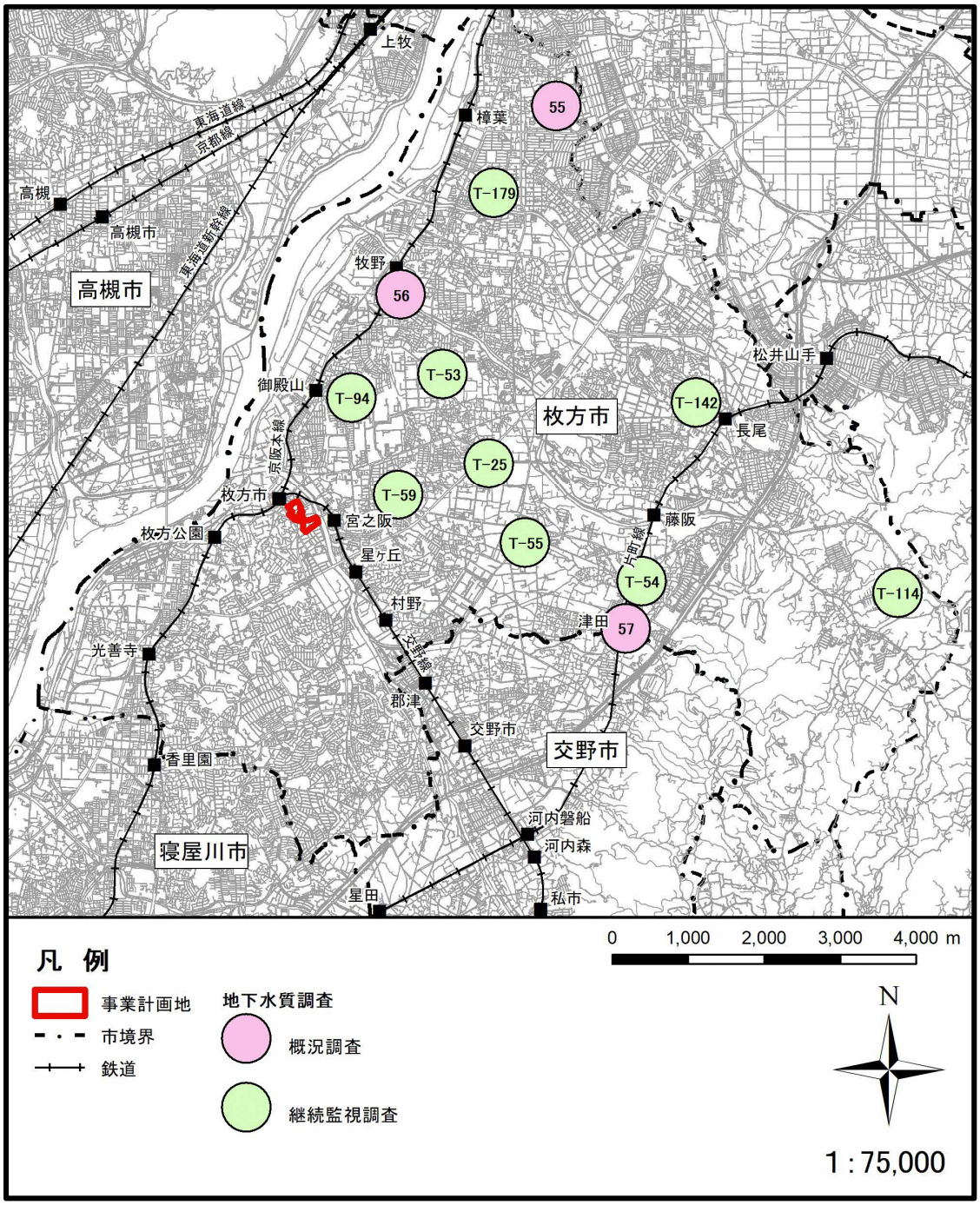
備考)1.数値の左にある「<」は定量下限値未満を示す。
　　2.測定値は年間平均値。
　　3.六価クロムの環境基準値は、令和 4 年 4 月 1 日より 0.02mg/L 以下に改正されている。
出典)「令和 3 年度大阪府域河川等水質調査結果報告書」（大阪府、令和 5 年 3 月）

(2)　地下水質の状況

大阪府では、水質汚濁防止法第 15 条に基づき、市域における地下水質の概況を把握するための「概況調査」、発見された汚染について汚染範囲の確認等を行うための「汚染井戸周辺地区調査」及び地下水汚染の継続的な監視を行うための「継続監視調査」を実施している。

令和 3 年度の枚方市における地下水質調査の実施状況は、概況調査 3 地点、継続監視調査 12 地点であった。調査地点を図 2.2-6、調査結果を表 2.2-14 及び表 2.2-15 に示す。

枚方市における調査結果では、継続監視調査の中宮山戸町地区（T-59-2）でテトラクロロエチレンが、尊延寺馬廻地区（T-114）で鉛及び砒素が、それぞれ環境基準値を超過して検出された。



出典）「令和 3 年度大阪府域河川等水質調査結果報告書」（大阪府、令和 5 年 3 月）をもとに作成

図 2.2-6　地下水質調査地点

表 2.2-14　地下水水質測定結果（概況調査）

（単位：mg/L）

項　　目	調　査　地　点			環境基準
	55 枚方市楠葉丘	56 枚方市牧野阪	57 枚方市津田駅前	
カドミウム	<0.0003	<0.0003	<0.0003	0.003 以下
全シアン	N.D.	N.D.	N.D.	検出されないこと
鉛	<0.005	<0.005	<0.005	0.01 以下
六価クロム	<0.02	<0.02	<0.02	0.05 以下
砒素	<0.005	<0.005	<0.005	0.01 以下
総水銀	<0.0005	<0.0005	<0.0005	0.0005 以下
アルキル水銀	-	-	-	検出されないこと
PCB	N.D.	N.D.	N.D.	検出されないこと
ジクロロメタン	<0.002	<0.002	<0.002	0.02 以下
四塩化炭素	<0.0002	<0.0002	<0.0002	0.002 以下
クロロエチレン（別名塩化ビニル又は塩化ビニルモノマー）	<0.0002	<0.0002	<0.0002	0.002 以下
1,2-ｼﾞｸﾛﾛｴﾀﾝ	<0.0004	<0.0004	<0.0004	0.004 以下
1,1-ｼﾞｸﾛﾛｴﾁﾚﾝ	<0.002	<0.002	<0.002	0.1 以下
1,2-ｼﾞｸﾛﾛｴﾁﾚﾝ	<0.004	<0.004	<0.004	0.04 以下
1,1,1-ﾄﾘｸﾛﾛｴﾀﾝ	<0.0005	<0.0005	<0.0005	1 以下
1,1,2-ﾄﾘｸﾛﾛｴﾀﾝ	<0.0006	<0.0006	<0.0006	0.006 以下
トリクロロエチレン	<0.001	<0.001	<0.001	0.01 以下
テトラクロロエチレン	<0.0005	<0.0005	<0.0005	0.01 以下
1,3-ｼﾞｸﾛﾛﾌﾟﾛﾍﾟﾝ	<0.0002	<0.0002	<0.0002	0.002 以下
チウラム	<0.0006	<0.0006	<0.0006	0.006 以下
シマジン	<0.0003	<0.0003	<0.0003	0.003 以下
チオベンカルブ	<0.002	<0.002	<0.002	0.02 以下
ベンゼン	<0.001	<0.001	<0.001	0.01 以下
セレン	<0.002	<0.002	<0.002	0.01 以下
硝酸性窒素及び亜硝酸性窒素	<0.08	1.4	0.46	10 以下
ふっ素	<0.08	<0.08	0.24	0.8 以下
ほう素	0.05	0.03	0.06	1 以下
1,4-ジオキサン	<0.005	<0.005	<0.005	0.05 以下

備考)1.数値の左にある「<」は定量下限値未満、「N.D.」は報告下限値未満、「―」は未測定を示す。
　　2.六価クロムの環境基準値は、令和 4 年 4 月 1 日より 0.02mg/L 以下に改正されている。
出典)「令和 3 年度大阪府域河川等水質調査結果報告書」（大阪府、令和 5 年 3 月）

表 2.2-15　地下水水質測定結果（継続監視調査）

（単位：mg/L）

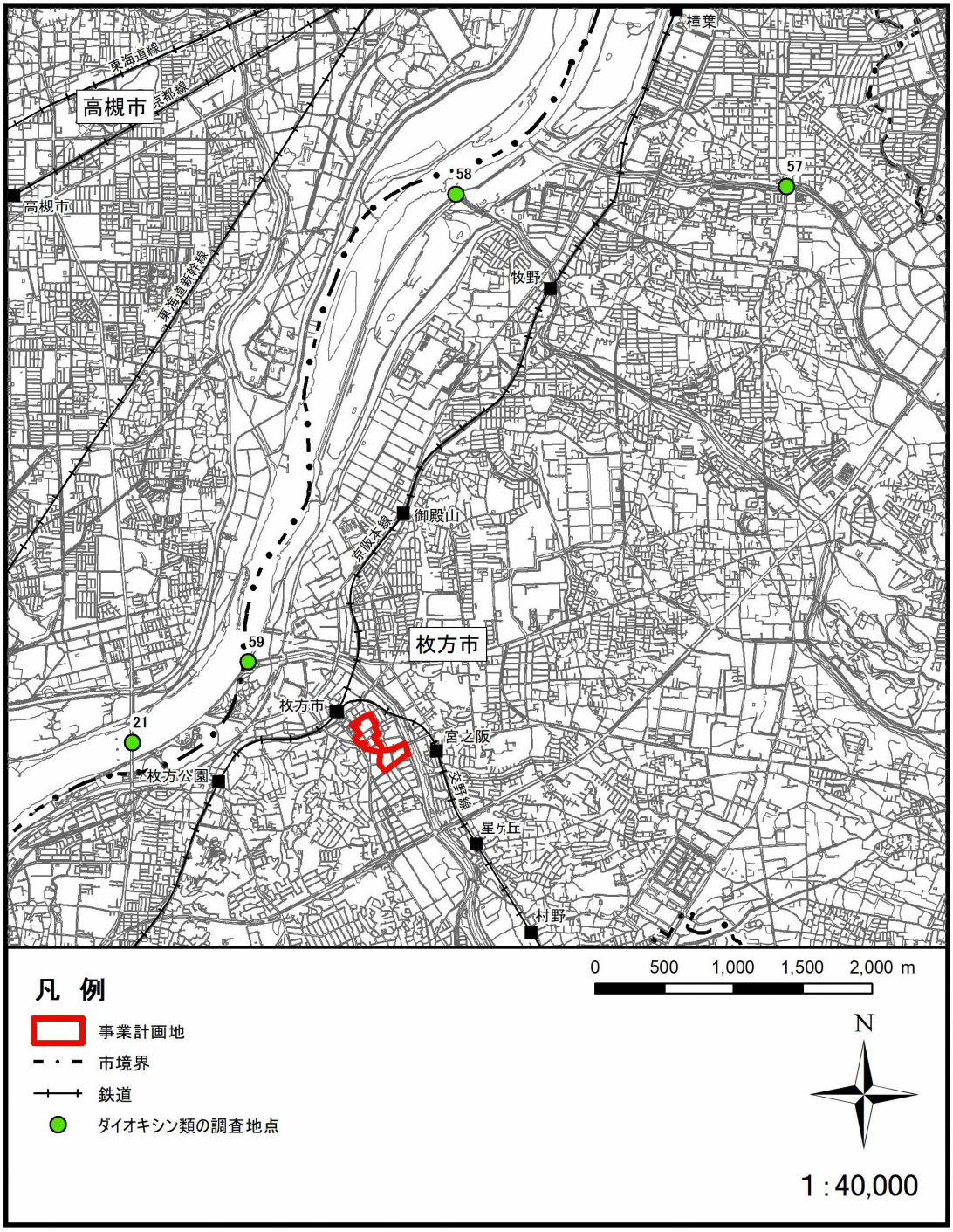
計画番号	所在地	鉛	砒素	総水銀	クロロエチレン（別名塩化ビニル又は塩化ビニルモノマー）	1,1-ジクロロエチレン	1,2-ジクロロエチレン	1,1,1-トリクロロエタン	トリクロロエチレン	テトラクロロエチレン	硝酸性窒素及び亜硝酸性窒素
T-25	枚方市出屋敷西町	-	-	-	0.0005	<0.002	0.004	<0.0005	0.002	<0.0005	-
T-53-1	枚方市片鉾本町	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
T-53-2	枚方市片鉾本町	-	-	-	<0.0002	<0.002	<0.004	<0.0005	<0.001	<0.0005	-
T-54	枚方市津田元町	-	-	-	<0.0002	0.005	<0.004	0.0047	<0.001	<0.0005	-
T-55-2	枚方市春日北町	-	-	<0.0005	<0.0002	<0.002	<0.004	<0.0005	<0.001	<0.0005	-
T-59-1	枚方市中宮山戸町	-	-	-	<0.0002	<0.002	<0.004	<0.0005	<0.001	<0.0005	-
T-59-2	枚方市中宮山戸町	-	-	-	<0.0002	<0.002	0.007	<0.0005	0.004	0.020	-
T-94-1	枚方市中宮東之町	-	-	-	<0.0002	<0.002	<0.004	<0.0005	<0.001	<0.0005	-
T-94-2	枚方市上野	-	-	-	<0.0002	<0.002	0.004	<0.0005	0.005	<0.0005	-
T-114	枚方市尊延寺馬廻	0.014	0.014	<0.0005	-	-	-	-	-	-	-
T-142	枚方市長尾元町	-	-	-	-	-	-	-	-	-	9.7
T-179	枚方市船橋本町	-	-	-	<0.0002	<0.002	<0.004	<0.0005	<0.001	<0.0005	-

備考)1.数値の左にある「<」は定量下限値未満、「—」は未測定を示す。
　　2.測定結果の数値欄の網掛けは、環境基準を超過していることを示す。
出典)「令和３年度大阪府域河川等水質調査結果報告書」（大阪府、令和５年３月）

(3)　河川水質及び河川底質のダイオキシン類の状況

枚方市では、「ダイオキシン類対策特別措置法」に基づきダイオキシン類調査が実施されており、令和 3 年度は、図 2.2-7 に示す公共用水域 3 地点について河川水質及び河川底質中のダイオキシン類の調査が実施されている。

事業計画地周辺の公共用水域では、天野川（淀川合流直前）で実施されており、環境基準を達成している。測定結果を表 2.2-16 に示す。



出典）「令和 3 年度における大阪府内のダイオキシン類環境調査結果の概要」（大阪府）をもとに作成

図 2.2-7　河川水質及び河川底質中のダイオキシン類調査地点

表 2.2-16　事業計画地周辺における河川水質及び河川底質中のダイオキシン類調査結果

位置	調査地点	調査年度	河川水質 (pg-TEQ/L)			底質 (pg-TEQ/g)
			春季	秋季	年平均値	測定値
59	天野川（淀川合流直前）	令和 3 年度	0.37	0.13	0.25	0.28
環境基準			1pg-TEQ/L 以下			150pg-TEQ/g 以下

出典）「令和 4 年（2022 年）版　環境データ集」（枚方市環境部環境指導課、令和 4 年 7 月）

2.2.3　土壌環境

(1)　土壌汚染の状況

枚方市内の「土壌汚染対策法」（平成 14 年法律第 53 号）に基づく要措置区域及び形質変更時要届出区域の指定状況は表 2.2-17 に示すとおりであり、形質変更時の届出が必要な区域は枚方市において 17 件が指定されている。

枚方市の形質変更時要届出区域のうち、事業計画地周辺における区域は 9 件あり、表 2.2-18 及び図 2.2-8 に示す。

表 2.2-17　土壌汚染対策法に係る区域の指定状況

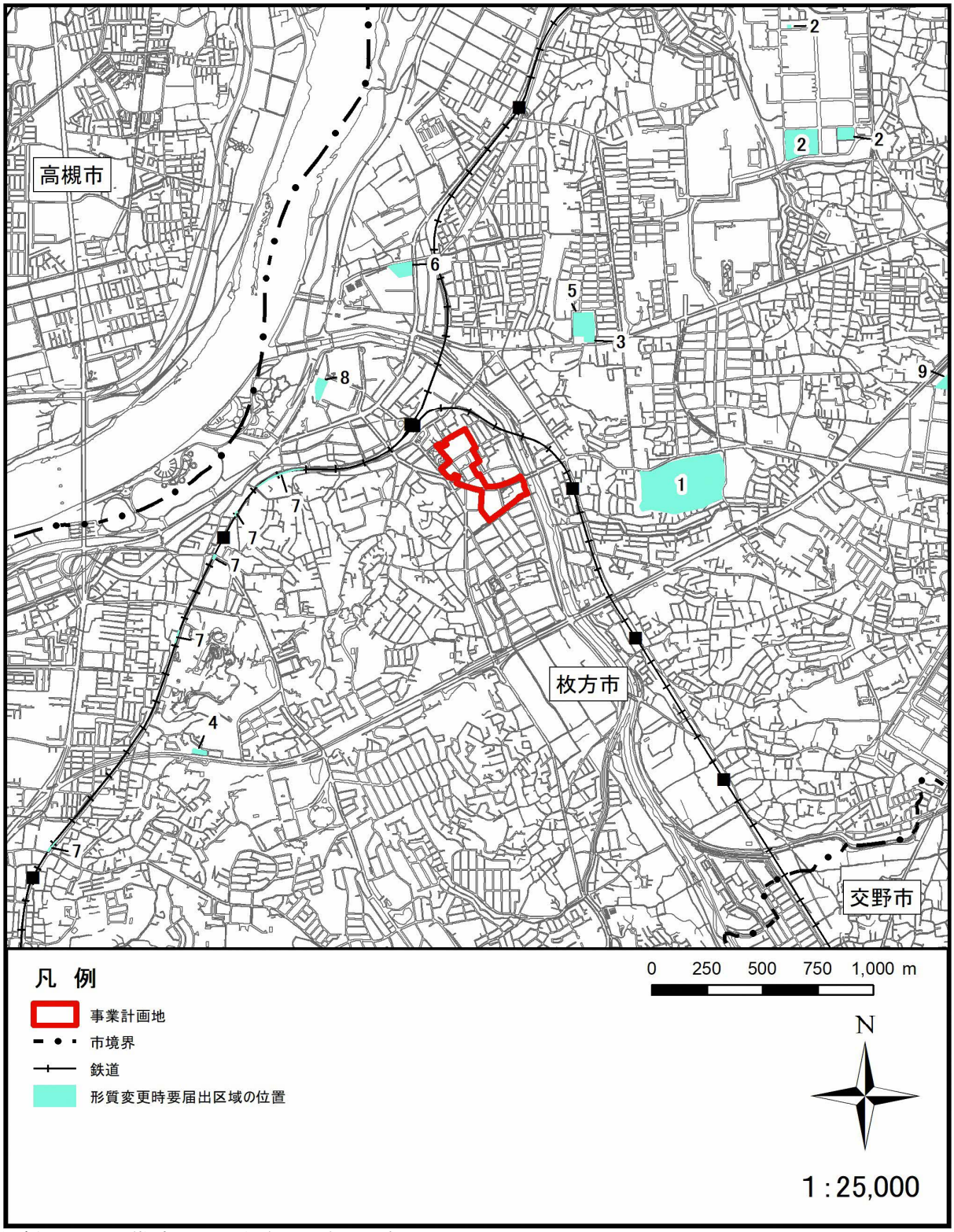
区域の種類	指定の件数
要措置区域	なし
形質変更時要届出区域	枚方市内 17 件
※要措置区域、形質変更時要届出区域（土壌汚染対策法） 土壌汚染対策法に基づき、都道府県知事は、健康被害が生じるおそれがある危険な区域については「要措置区域」を指定し、土壌汚染があるもののその土壌中の特定有害物質が原因で健康被害が生ずるおそれがない区域について、「形質変更時要届出区域」を指定する.	

出典)「土壌汚染対策法に基づく要措置区域等（要措置区域・形質変更時要届出区域)」(枚方市 HP、https://www.city.hirakata.osaka.jp/0000004338.html、令和 5 年 3 月閲覧)

表 2.2-18　事業計画地周辺における土壌汚染対策法に基づく形質変更時要届出区域

番号	指定年月日	指定番号	区域の所在地	区域の面積(m²)	指定基準に適合しない特定有害物質
1	平成 22 年 12 月 6 日	形-6 号	枚方市宮之阪 3 丁目 3591 番 1 および 684 番 1 の各一部	2462	水銀およびその化合物 鉛およびその化合物 砒素およびその化合物 ふっ素およびその化合物
2	平成 23 年 3 月 22 日	形-8 号	枚方市上野 3 丁目 500 番 1 の一部	20563.3	六価クロム化合物 鉛およびその化合物 ふっ素およびその化合物
3	平成 23 年 7 月 15 日	形-11 号	枚方市禁野本町 2 丁目 1128 番 3、1131 番 4、1134 番 16 の各一部	217.9	ふっ素およびその化合物
4	平成 25 年 8 月 2 日	形-17 号	枚方市走谷 1 丁目 408 番 2、409 番 1、410 番 1、411 番 1、413 番 1 および 415 番 1 の各一部	293	鉛およびその化合物
5	平成 27 年 1 月 23 日	形-21 号	枚方市禁野本町 2 丁目 1131 番 1 および 1134 番 3 の各一部	188.08	ふっ素およびその化合物
6	令和元年 6 月 5 日	形-30 号	枚方市磯島南町 92 番 1 の一部	1080.1	砒素およびその化合物
7	令和 4 年 10 月 26 日	形-34 号	枚方市南中振 1 丁目 535 番 2、北中振 1 丁目 922 番 2、3 丁目 924 番 3、枚方公園町 134 番 2、枚方元町 14 番 3、18 番 2、19 番 2、21 番 2、21 番 3 の各一部	1462.83	鉛およびその化合物
8	令和 4 年 10 月 26 日	形-35 号	枚方市新町 2 丁目 300 番 1 の一部	1040.35	砒素およびその化合物 ふっ素およびその化合物
9	令和 5 年 2 月 6 日	形-36 号	枚方市中宮大池 1 丁目 1423 番 2 の一部	5714.15	六価クロム化合物 鉛及びその化合物 ふっ素及びその化合物

出典)「土壌汚染対策法に基づく要措置区域等（要措置区域・形質変更時要届出区域)」(枚方市 HP、https://www.city.hirakata.osaka.jp/0000004338.html、令和 5 年 3 月閲覧)



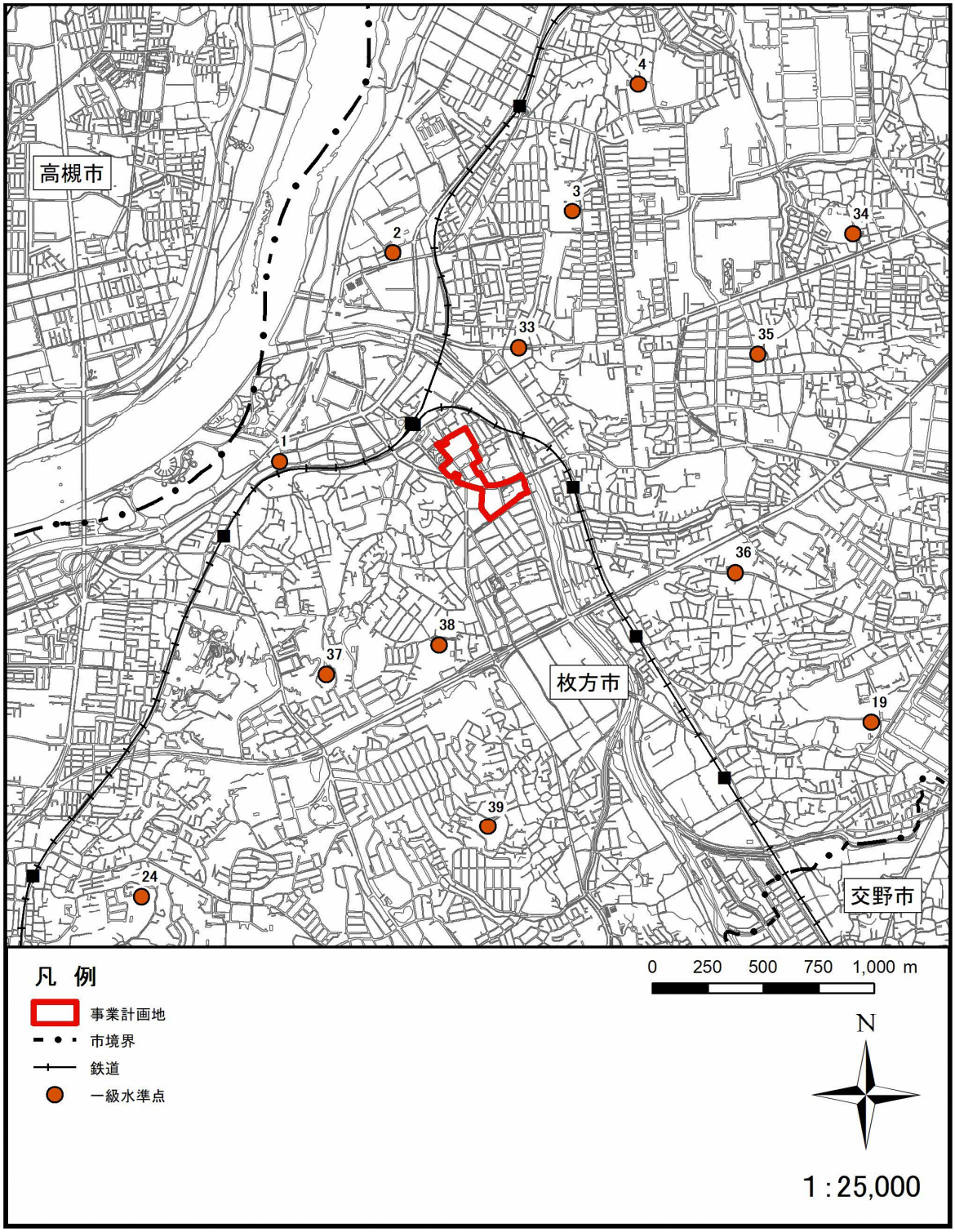
備考)1. 番号 2（指定番号：形-8）の一部は地点不明。
2. 図中の形質変更時要届出区域の位置は特定有害物質が検出された土壌汚染状況調査の調査範囲を示しており、そのうち形質変更時要届出区域の範囲は調査で特定有害物質が検出された範囲である。

出典)「土壌汚染対策法に基づく要措置区域等（要措置区域・形質変更時要届出区域)」(枚方市 HP、https://www.city.hirakata.osaka.jp/0000004338.html、令和 5 年 3 月閲覧）をもとに作成

図 2.2-8　事業計画地周辺における土壌汚染対策法に基づく形質変更時要届出区域

(2)　地盤沈下の発生状況

枚方市では、市域の地盤沈下状況を把握するため、市内 42 地点に一級水準点を設置し、昭和 47 年度から水準測量を実施している。事業計画地周辺の水準点位置図を図 2.2-9 に、令和 3 年度の調査結果を表 2.2-19 に示す。調査の結果、前回（平成 30 年度）の測定値と比べて、事業計画地周辺におけるすべての水準点で大きな変動は確認されていない。



出典）「令和 4 年（2022 年）版　環境データ集」（枚方市環境部環境指導課、令和 4 年 7 月）をもとに作成

図 2.2-9　事業計画地周辺の水準点の位置

表 2.2-19　事業計画地周辺の地盤沈下変動量（令和 3 年度）

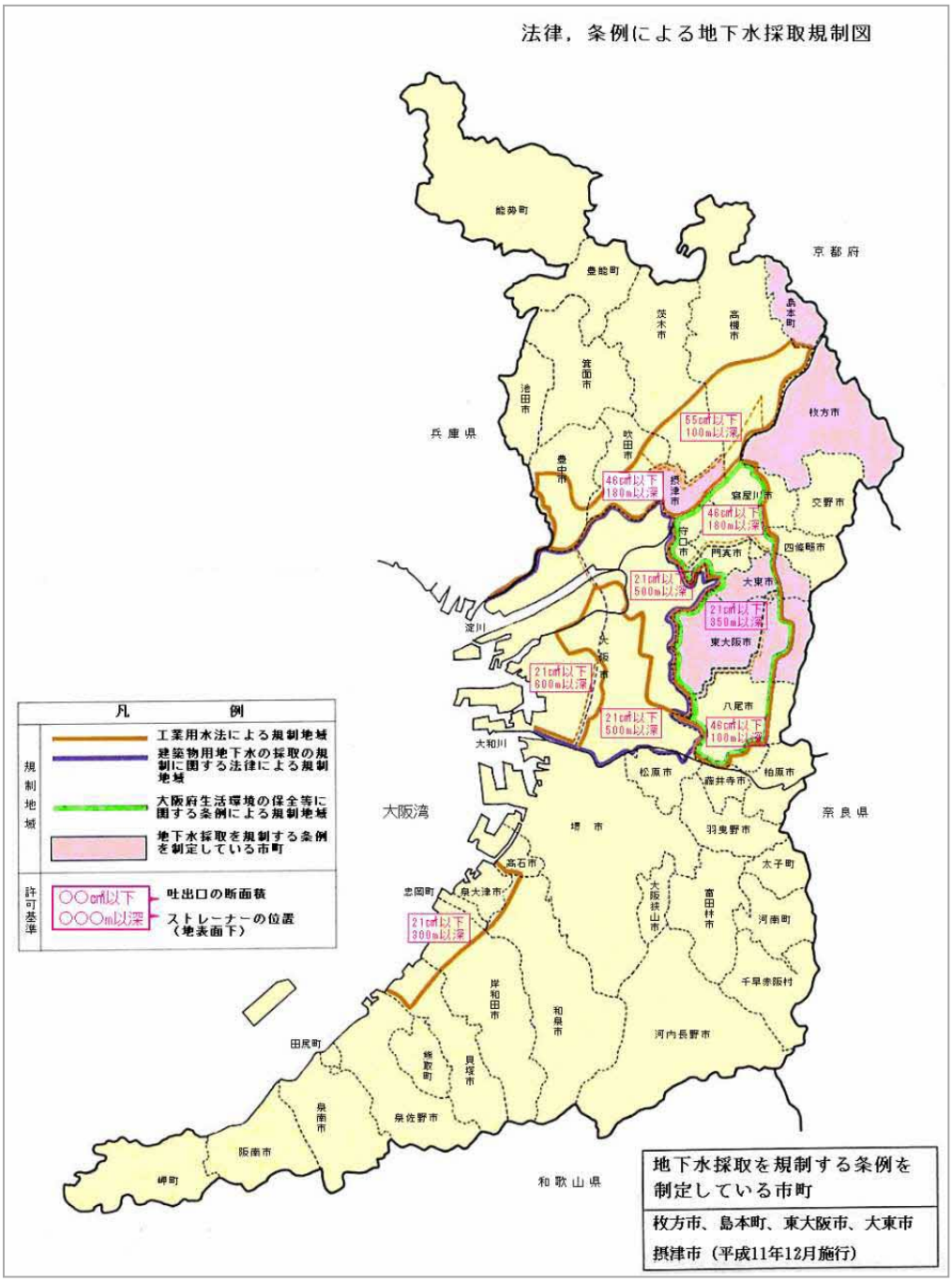
番号	地点	平成 30 年度比（cm）
1	三矢公園	-0.55
2	八幡神社	-0.67
3	高陵小学校	-0.56
4	殿山第一小学校	-0.45
19	桜丘小学校	-0.23
24	蹉跎小学校	-0.26
33	市道枚方牧野線	-0.85
34	山田小学校	-0.39
35	中宮公園	-0.48
36	星丘中央線	-0.24
37	鷹塚山配水池	-0.32
38	枚方第二小学校	-0.29
39	山之上小学校	-0.40

出典）「令和 4 年（2022 年）版　環境データ集」（枚方市環境部環境指導課、令和 4 年 7 月）

(3)　地下水採取を規制する地域の指定状況

大阪平野地域の地下水採取規制図を図 2.2-10 に示す。

「全国地盤環境ディレクトリ　大阪府 大阪平野 地盤沈下情報　令和 2 年度」（環境省 HP、令和 5 年 3 月閲覧）によると、大阪市域については建築物用地下水の採取の規制に関する法律及び工業用水法により規制を行っているほか、大阪市域を除く大阪府内についても、北摂、東大阪及び泉州地域に工業用水法を適用し、また、大阪府生活環境の保全等に関する条例や市町が制定する地下水採取を規制する条例による地下水採取規制を実施して地盤沈下の防止に努めている。枚方市は枚方市公害防止条例により地下水採取が規制されている。



出典）「全国地盤環境ディレクトリ　大阪府 大阪平野 地盤沈下情報 令和 2 年度」（環境省 HP、https://www.env.go.jp/water/jiban/directory/27oosaka/oosaka/index.html、令和 5 年 3 月閲覧）

図 2.2-10　大阪平野地域における法律及び府条例による地下水採取規制図

2.2.4　日照の状況

事業計画地及びその周辺の一部は高度利用地区に指定されており高層建築物が存在する。事業計画地周辺は、大部分が第 1 種～第 3 種高度地区に指定されており高層建築物はほとんど立地しない。

2.2.5　電波の状況

(1)　テレビ電波の送信状況

事業計画地周辺のテレビ電波送信状況概要を表 2.2-20 に示す。事業計画地周辺は大阪局及び京都局、周辺の中継局によりテレビ電波が広範囲に送信されている。

表 2.2-20　テレビ電波送信状況概要

送信局	放送局名	リモコン番号	周波数（チャンネル）	送信場所
大阪局（中継局含む）	日本放送協会（総合）	1	24	生駒山
	日本放送協会（教育）	2	13	
	毎日放送	4	16	
	朝日放送テレビ	6	15	
	関西テレビ放送	8	17	
	テレビ大阪	7	18、27	
	讀賣テレビ放送	10	14	
京都局（中継局含む）	日本放送協会（総合）	1	25	比叡山
	京都放送	5	23	

出典）「近畿総合通信局　近畿地区の地上デジタルテレビ放送局」（総務省 HP、https://www.soumu.go.jp/soutsu/kinki/2011/schedule/index.html、令和 5 年 3 月閲覧）